

第35回入善町農業委員会議事録

令和8年6月9日午後1時30分から第35回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春

欠席委員 1名

16番 亀 田 英 司

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	上 田 久 志
入善町農業委員会	係 長	原 翔 子
入善町農業委員会	主 任	石 山 裕 之
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第121号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第4	議案第122号 農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件について

議長（米山 義隆）

皆様、お疲れ様です。いよいよ農業委員会も第35回、次回は36回と、残すところ、今日合わせて2回の総会となりました。3年っていうのはあっという間に経つなということで、この6月頭にですけれども、全国農業委員会会長大会というのがありまして、私もその大会に3回目の参加をしまいいりました。初日は研修会ということで、全国農業新聞を印刷したりとか日本農業新聞を印刷する、朝日プリンテック王子工場の方に見学にいきまして、そこで輪転機からずっと、新聞が出来上がるまでの流れというものを見させていただきました。そこで今回作っていたのは工業新聞であって農業新聞がなかったんですけれども、そういった流れをさせていただきました。これはもう記事になってるし、世に出た話でするので、言ってもいいと思うんですけど、ちょうどその次の日の朝刊の部分の工業新聞が写っておりまして、ファミマでセブン銀行が開設するという記事が既に載っておりました。業界業界でこのような新聞の記事っていうのは出てるんだなっていうことをちょっと見させていただいたのと、本当に大きいプリント会社ではあるんですけども、作業員は20人にも満たない、ほぼ機械化されてる中でやっているという、すごい先進的な工場でありました。

次の日になりますと、今度は富山県の農業委員会として、県選出国会議員の代議士、参議院の先生方に衆議院第2議員会館会議室の方で午前中に要請をさせてもらって、その後、午後からは文京区の文京シビックホールの方で全国会長大会、そこで農業政策提言の要請書、それを決議させて各省庁は、主に農林水産省なんですけれども、そこに提出するという、そういった大会で、最後にガンバロウをして送ってきたとそういった流れで6月1日、2日と東京の方へ行ってきました。文京シビックホールは昨年11月に、私も入善町の農業委員会の事例発表ということで喋らせていただいた会場でありまして、今回は初めて2階席からステージの方を見たわけなんですけれども、やっぱり広い会場だなっていうことを

感じさせていただきました。富山県からは富山農業会議の事務局も含めて19人で行ってきたわけですが、ちょうど私たちの席の前が北海道の農業委員会の皆さんで、北海道からは農業委員だけでも150名ほどが来ているということで、やっぱり北海道って広いところなんだなということを、その会場で改めて考えさせられて、どうやって常設委員会とか総会とかをやっているのかなと興味深いところを感じながら帰ってまいりました。

ひとつひとつ終わっていく中で、今期も先ほども言いましたようにあと2回になりますが、結局そういった中で今言うのは、地域計画のブラッシュアップによって集約をどう進めていくかというところで、この会議の中でも常に出てきております。新緑深い初夏に向かってきているところですが、私のところでは、今日から第3回目の田植えが始まりまして、もう残すところ12町余り。やっぱり経営体が大きくなればなるほど、集約というこの一つの作業ができないと駄目なんだなということを実感しておるところです。集積はできても、集約がないと仕事の流れというのはなかなかうまくいかない、自分の身に染みて、そういうふう感じておるところです。今後ブラッシュアップして、集約していく部分をしっかりと運営委員会で改めてやっていかなければならないっていうところを思っておりますが、もう次回の総会でおられる委員もおられるかもしれませんが、ぜひ引き継いでいていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と6番上田委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第121号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第121号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の

規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。
今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、7件、21筆、27,591㎡

再設定は、4件、9筆、23,710㎡

合わせて11件、30筆、51,301㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いいたします。

田中委員

始期と終期があるんですが、始期がたとえば6月30日の場合、終期が普通何年後かの6月29日になるかと思うんですけど、3月30日だったりとか4月27日だったりとか分かれてるんですけど、これって何か事情があるのでしょうか。

事務局

配分先変更のものについては、最初に設定された契約期間の終期が、変更後もそのまま終期になってくるので、違う日付けになっています。

小林職務代理人

今の質問に関連してなんですが、以前に会長から公社の事務負担が非常に大変だというような話があったんですけども、こういうものこそ、少し柔軟に対応できないのかなと。特に県の機構の問題というような話になるかもしれませんが、国がそんなところまで、要は借り換えのときは、もとの終期でやらずにちゃいけなくてというルールになってるんですかね。こういうのは、もう新たな契約としてやってもいいのかなと、もしそうであれば、こういうのを県の方に何とかならないのかなというようなことを言ってもいいのかなと思いますので、その辺の検討、また基本的なルールがどうなってるのかも含めて対応していただければいいかなと思います。

事務局

機構の方に確認して、可能であれば、受け手の人たちもいろいろな事情があると思うので、問題が無ければ、配分先変更の契約でも終期が10年後になるに越したことはないと思いますので、また要望していきたいと思います。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第121号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に議案第122号 農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 122 号、「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第 3 条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業、いわゆる特例事業を活用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。

特例事業は、離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農用地等を買入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者等に対して、農地の売渡し等を行う事業です。

農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。

議案第 122 号は、この特例事業を利用した所有権移転です。

この特例事業について、公社で事務手続きの見直しが昨年度の 4 月からありましたので、その流れを説明します。

これまでの手続きでは、公社の買入れが完了した後に、公社からの売渡しを行う 2 段階の手続きをとっておりましたが、昨年 4 月から買入れと売渡しを一括して手続きをとることが可能になりました。この事務手続きの見直しにより、従来は売り手から買い手までの所有権移転完了までに半年程度の期間が生じていましたが、見直し後は 2 か月程度で完了できるようになりました。

また、今までは町が促進計画案を作成し、農業委員会の意見聴取を行っていましたが、この変更後は、農業委員会から公社に促進計画策定を要請し、公社で促進計画の決定・県への認可申請を行い、県の認可後、公社において買入れ・売渡しの手続きが行われることとなります。

それでは今回の申し出について説明します。

今回は 2 件の申し出があります。

番号 1 の案件の対象地は、目川〇〇〇の田、面積 283 m²、目川〇〇〇の田、面積 2,368 m²、目川〇〇〇の田、面積 1,222 m²、目川〇〇〇の田、面積 1,316 m²、計 4 筆、合計面積 5,189 m²です。〇〇 〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるもので、その後、〇〇〇〇さんに所有権移転される予定です。

2 番の案件の対象地は、下飯野〇〇〇の田、面積 1,641 m²、下飯野〇〇〇の田、面積 954 m²、下飯野〇〇〇の田、面積 1,250 m²、計 3 筆 合計 3,845 m²、です。〇〇 〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるもので、その後、株式会社 〇〇〇〇さんに所有権移転される予定です。

各地番の位置については、次のページ以降をご覧ください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はいありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第122号、農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件についてを原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和8年7月3日金曜日午後4時00分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

(令和9年度富山県農業施策に関する政策提案（案）について)

(懇親会について)

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第35回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年7月3日金曜日、午後4時00分になります。

(閉会 午後2時00分)